

1 趣旨及び経緯

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を利用する際の保護者負担については、子どもの世帯の所得状況や世帯構成(障がい者、ひとり親、多子世帯)に基づき市が算定することとなっており、申請者が個人番号を申告することにより、添付書類を省略することができる。

令和元年10月からの幼児・教育保育の無償化に伴い、3歳～5歳の子どもについては、これまで保育料と一体的に徴収していた「食事の提供に要する費用」を原則実費負担としたうえで、低所得世帯及び多子世帯は副食費の徴収を免除することとし、法定事務として個人番号の利用が可能となっている。

個人番号の利用に当たっては、国の定める法定事務の範囲を超えた部分や、法定事務に類似した事業(独自利用事務)において、条例に規定することで、個人番号を利用して、他の機関の保有する情報を取得することができる仕組みとなっている。

市では、幼稚園等を利用する場合の副食費について、国基準よりも条件を緩和していることから、その徴収事務のために必要な改正を行うもの。

2 条例に規定する内容

- (1) 幼稚園の副食の提供に要する費用の徴収の免除の決定
- (2) 保育所等の副食の提供に要する費用の徴収の免除の決定

国基準よりも条件を緩和している利用者負担額の考え方に合わせ、副食費についても国基準より拡大し、無償化により新たな負担が発生しないよう対応する

→法定事務の「上乘せ・横出し」に該当するため、個人番号を利用するために条例を改正

[対象] 新制度移行幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園

- (3) 私立幼稚園給食費給付金の申請の受理または審査

私立幼稚園の給食費(副食費)について、新設した「私立幼稚園給食費給付事業」により、保育園等を利用する世帯と同じ所得等の基準を適用して副食費相当額を交付する

→子ども・子育て支援法に定める法定事務であるが、主務省令が定まっていないため、個人番号を利用するために条例を改正

[対象] 新制度未移行幼稚園(一部の私立幼稚園)

3 添付を省略できるようになる書類

- (1) 市民税課税所得証明書
- (2) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害年金の年金証書(いずれも写し)
- (3) 生活保護受給証明書

4 スケジュール

R2.9 条例及び規則改正
個人情報保護委員会(国)への届出

R3.6 個人番号を利用した情報連携開始

5 施行日

公布の日から